

淀川水系流域委員会 第 8 8 回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

水野委員、村上委員

日 時 平成 2 1 年 8 月 3 日（月）
午後 1 時 3 2 分 開会
午後 4 時 3 5 分 閉会
場 所 大阪合同庁舎 第一別館
2 F 大会議室

[午後 1時32分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第88回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、18名の出席連絡をいただいております。現在14名着席されております。いずれにしましても定足数には達しておりますので、委員会として成立しておりますことをご報告いたします。

配付資料のご案内をさせていただきます。本日配付資料でございますが、議事次第、座席表、委員リスト、審議資料1「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への意見書案をお配りしております。ご確認くださいと思います。

前回委員会以降に委員会あてに寄せられました委員及び一般からのご意見につきましては、都度ホームページに掲載させていただいております。

審議に入ります前に、発言に当たってのお願いをさせていただきます。ご発言の際は必ずマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、後ほど一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。委員の発言を割ってのやじや大声での発言等は審議の妨げとなりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。なお、携帯電話につきましては音の出ないように設定をお願いいたします。

それでは、中村委員長、よろしくお願いいたします。

○中村委員長

中村です。第88回委員会の開催に当たって一言ごあいさつ申し上げます。本日が第3次委員会の最終の回という位置づけになっております。もちろん今後89回以降も続いていくわけですが、今期の委員会の任期は8月8日ということになっており、委員会開催は今回が最後ということになっております。非常に多岐にわたる委員会活動を進めてきた1期・2期・3期の一応の最終会ということになるわけですが、本日の審議は、お手元の審議資料にございますように、「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検についての意見書(案)」をめぐる審議ということで、今期の委員会の後半の1年間に進めた比較的技術的な課題を中心にご報告し、委員間での議論あるいは質疑、会場からのご意見をいただくということになっております。

とはいえ、先ほど申し上げましたように、89回以降の委員会のあり方ということも、今回の委員会の中でも議論がありました。質問も出されましたし要望書も出したということで、その点に

関しては後ほど触れさせていただきたいと思います。また、淀川水系の河川整備計画というものに対し、案の段階で意見を出すためいろいろ努力してきたわけですが、委員会意見を自主的な取り組みという位置づけでしか反映してないことに起因する進捗点検の難しさということがやはり今回出てまいりました。そういうことに関しても89回以降の委員会のあり方あるいは委員会での審議の課題という重大な位置づけになりますので、このことに若干触れさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、一つの区切りでございますので、限られた時間ではありますけども、委員の先生方、それから河川管理者、それから会場にずっと、委員会及び河川管理者に対してご支援いただいたり、あるいは厳しい御指摘なりご意見なりをいただいた方々合わせてきょうの審議を進めさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

では、座って進めさせていただきます。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○中村委員長

報告事項で、前回委員会以降の開催経過についてということで庶務のほうからお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。スクリーンをごらんください。まず6月30日に開催されました第87回委員会についてでございます。次期流域委員会についての審議では、委員長より次期委員会についての要望について河川管理者の考えを求められ、河川管理者からは「流域委員会を設置していくが、具体的な設置方法などについては委員・自治体など幅広く意見を聞いて決めたい」とのご返答がございました。また、委員からは「ご意見を聞くのはいいと思うが、次期委員会の設置までに空白期間が生じるのは残念である」「河川管理者は、レビュー委員会では流域委員会での取り組みが高く評価されていることを念頭に置いていただきたい」などの意見が出されました。

次に進捗点検への委員会意見とりまとめについての審議では、委員より「今回の進捗点検は試行的な取り組みであり、次期委員会以降でもキャッチボールができる進捗点検にしかていきたい」、また「委員会が指摘したことが指標屋評価になるような河川事業ができなければ河川法の趣旨にのっとった事業になっていかない」などの意見が出されました。

続きまして第106回運営会議でございます。ここでは、第88回委員会など各種会議の日程が決定されております。また、それを受けまして7月24日に合同委員会作業検討会、7月28日に合同意見交換会がそれぞれ開催されております。

以上でございます。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、今ご紹介いただいたことも含めて、後ほど多少それに関連することが出てくると思っていますので、審議を先に進めさせていただきたいと思います。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

○中村委員長

本日の主な懸案事項である審議「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについてということで、基本的にはお手元でございます意見書(案)の説明ということになります。

私のほうから大体どういうことをどういうふうに進めていくのかということをご紹介したいと思います。この意見書、多岐にわたる課題を大勢の委員が、短期間に取り組んで仕上げたものです。といいますか、河川管理者から「試行報告書」というものが出てきてから限られた時間での作業でしたので、刷り上がったのも今朝方ということで、皆さん方にはご迷惑をおかけしているところです。しかし、意見書作成の途中段階で、作業の経緯についてはできる限りお示ししましたので、きょうはそれを前提にして最後のとりまとめの状況、それから結論を一緒にご紹介させていただくこととなります。

2つに分けて行いたいと思うんですが、一つは、お手元の意見書の1-1「はじめに」から1-6「今後の進捗点検に向けて」が進捗点検の経緯と意見のまとめの部分に相当します。もう一つは、各大項目の総括意見を河川整備計画で言いますと環境・治水・利水・利用・主体参加・統合的流域管理という各分野について、進捗点検の結果、評価を中心にまとめたものが27ページまででございます。こちらのほうは各リーダーから説明していただくということになります。

では、第1部の進捗点検の経緯と意見のまとめですが、1-1から1-3までは私のほうで説明させていただいて、その後、核心部分であります。後半の意見を集約した部分、ページでいきますと6ページ・7ページ・8ページの囲みになりますが、評価意見の主旨が3ページにわたってございますが、これを竹門副委員長から紹介していただきます。それから、9ページから12ページが総評意見ですが、は綾副委員長から紹介していただきます。それから、今後の進捗点検に向けてという部分については、また私のほうから、事実関係を中心になりますけれども、ご紹介させていただくということになります。

では、早速1-1「はじめに」ですが、まず委嘱事項が3点ございました。河川管理者から委

員会への諮問事項ということでここに3点書いてございます。この1番目が進捗点検ということでございます。2番目は整備計画の案を含む変更について意見を述べるということで、この2点を第3次で活動の中に位置づけたわけですが、今回は、この1番の計画内容の進捗の点検のほうでございます。第3次委員会が19年8月より21年8月までではあるんですけども、前半の1年は河川整備計画原案の審議に集中しました。ご承知のように河川管理者のほうに先に整備計画案を策定しましたので、委員会の意見は反映されていないわけです。そういうことで、平成20年10月に「淀川水系河川整備計画に関する意見書」を自主的なとりまとめということで公表したということを事実関係として記載しております。

後半の部分が今回のメインのテーマなんですけれども、21年1月の83回委員会より進めまして、85回の委員会に進捗点検の進め方の基本的な枠組みを採択しました。これに沿って行っていただきたいということで河川管理者のほうに要請をしました。河川管理者のほうは、この提言に応じる形で「淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する試行報告書」というものを提示されました。ここで、流域委員会が提言した観点・指標群というのがございますが、これは後ほど詳細にご説明があるわけですが、その指標群を河川管理者なりに分類して、それで試行報告書を作成して、これに沿って進捗点検をしたということでした。

本日その進捗点検の結果を審議し、できればそれを河川管理者のほうに提出するというので、この審議を本日の委員会でやるというのが、この「はじめに」の主な時系列的な流れでございます。なお、この委員会の意見書は2回目でございます。平成18年から20年度にかけて実施された点検というのがございますが、「平成17年度事業の進捗点検についての意見」に次ぐ第2回目の意見書ということになります。

1-2でございますけれども、意見書の基本的な枠組み。先ほど申し上げましたように、この進捗点検は平成18年度から20年度にかけて実施された事業ということになりますので、この枠組みというのは平成16年6月に発表された基礎案に基づいて計画実施されてきているわけです。その枠組みを反映する形で、こちらにありますaからfまで6つの大項目を設定しました。さらに、これらの視点に対応するような点検、進捗点検の観点あるいは指標群というものを委員会のほうで提出しました。これに基づいて事業を点検していただきたいということになったのですが、これは後ほど、観点・視点の話がございますので省略させていただきます。流れとしては、委員会が観点・指標群というものを提示して、それと合わせるような形で進捗点検をやっていただき、それを委員会が評価したということでございます。

試行報告書の点検項目は、実は河川管理者のほうは淀川水系河川整備計画に沿って行いたいということで、これは若干議論がありました。先ほど申し上げましたように、基礎案の中で進めら

れている事業ですので現在の河川整備計画に基づいて行われた事業ではないんですが、枠組みとしてはそういうことを反映するような形で進捗点検したいという要望が出されました。それは、今後の進捗点検というのは当然この河川整備計画に基づいて行われるので試行的にそういう方法で進めたいということで、委員会と河川管理者の間で観点や指標が一致しないということになりました。これは31ページ・32ページをごらんいただきたいんですが、「試行報告書・意見書の観点对比表」というのがございます。河川管理者のほうは、この一番左のコラムにあります淀川水系河川整備計画という枠組みを進捗点検の基本的な枠組みに使い、それに基ついで進捗点検に関する試行報告書というのをつくりました。それに対し、本日意見書がどう対応しているのかということが、対比表に示されています。

それが基本的な枠組みで、1－3進捗点検の結果に対する評価法というのを5ページでちょっとご説明させていただきますが、きちんとした評価をしていくために意見書シートというのを作成しました。これは33ページ以降をごらんになっていただいたらよろしいかと思いますが、例えば環境の視点は大項目にその内容が書いてあるわけです。小項目は、例えば「ダイナミズムの確保による適度な攪乱の再生」、それから観点がございまして、その後に評価に使う指標群を挙げております。環境ですと何ページかにわたってシートがございまして、その次に治水があり、6つの分野に関し、それぞれこのシートを埋めていただくということで進めていただきました。それが1－3の説明でございます。

きょうは、このシートに基づいてどういうふうに評価が行われたかということが1－4、6ページから8ページに主旨としてとりまとめました。これが竹門副委員長から説明されるものです。それから観点別の評価を、先ほど申し上げましたように環境の視点から統合的流域管理の視点まで、16ページから27ページに渡って提示しました。これが結果に対する評価法とその提示の状況でございます。

なお、試行報告書の対応表というのが97ページと98ページに、今度は逆に、この進捗点検の意見書の項目が試行報告書のどこに対応しているかということでもう一つつけております。逆引きの分と順引きの分をつけておりますので、もし試行報告書もお持ちで、きょうのお話をあわせて確認したいということであると、この97ページ・98ページを見ながら進めていただくということになろうと思います。

では、次に、竹門副委員長より意見のまとめ、主旨ということでよろしく申し上げます。

○竹門副委員長

竹門です。それでは、6ページから8ページをあけてください。進捗点検全体を通じて多くの問題点が指摘されたわけですけども、全体に通じる意見につきましては、この後に綾副委員長の

ほうから説明がございますので、この6・7・8のカラムに関しましては、各大項目の視点に基づく点検結果に対する意見をまとめさせていただきました。大項目には環境・治水・利水・利用・主体参加と統合的流域管理がございます。それぞれに関してのまとめは後ほどございますので、ここでは大事なポイントだけをかいつまんで説明させていただきます。

まず環境について最初に確認ですが、川が川をつくること、あるいは湖が湖をつくること、これを妨げない、あるいは手助けすることが淀川水系の河川整備の方針として提案されたことあります。これを基準としまして、いかに自然の再生が実現できているかを論点として、さまざまな事業の結果を評価しました。この前提について皆さんご確認ください。小項目は1から8までございますが、大事な点は、そのような川が川をつくる、あるいは湖が湖をつくるというのを実現するためには結局、水と土砂が自由に動くことが大事であって、言葉をかえると川のダイナミズムを確保できているかという観点で点検したわけです。ところが、実際の事業では何をこれだけしましたということが書かれていて、その評価にかかわる記述が少なかったことから、環境全体を通じての総評としましては「指標値を改善事業の前後で比較するなど客観的な評価をしていただきたい」という意見がまとめられました。個々のテーマについては後ほど解説させていただきます。基本的には先ほどの川が川をつくるダイナミズムをいかに保全あるいは再生できているかを考えると、かなり総合的に見ていかなくはいけないんですけども、先ほど中村委員長のほうから説明がありましたように、点検の項目立てが事業ベースになっていましたので、事業間の評価を総合的にする部分というのが欠けていて、特に6番の総合土砂管理や環境の影響評価のような事業間にまたがる影響を評価しなくてはいけない部分というのが環境における今後の課題であるです。

次に治水です。治水の目的は、当然ながら氾濫の被害軽減が大きな目的になるわけですが、そのために必要な、例えば堤防の延長や堤防強化等がその事業の実質的には目標となるわけです。その結果、評価の段階では、堤防強化の目標に対してどれだけ進捗したかということが書かれている場合が多く、実質的にどれぐらい洪水被害の軽減を期待できるようになったかという評価が必ずしも記されていないという問題がありました。これには、評価法そのものがまだ開発の余地があるという背景もあるわけですが、点検のあり方としてそういった評価法をトライする姿勢がもっと必要であるという意味で、治水の視点として強調されるべき点であったと思います。これは、最後の行から4行目のところの「事業の進捗により受益が増大したことを示すことが望まれる」という意見につながっています。また、地球温暖化の影響による海面上昇の顕在化を受けて、こうした影響を考慮した進捗点検が必要だという意見がありました。さらに、ダム堆砂に関しましては、どのぐらい障害が起きているか、あるいはそれを軽減するためにどんな計画を今

後進めていくのかを記述してほしいという意見がありました。

次に利水であります。利水に関しては大きく3つありました。利水者会議の設置がちゃんと計画に盛り込まれておりますので、渇水対策会議のためにそのような会議の設置を急ぎ、実質的に水需要管理を実現できる体制を早くつくってほしいというのが1点でありまして、その観点からどこまで進捗したかを点検評価されるべきであろうということです。、2つ目は、水利権の更新に関しましては更新する仕組みと同時に転用可能性を実質的に実現できているか、その結果、水利用の合理化を図れているかという目指に対しての進捗が必ずしも評価されていなかったという点が大きなポイントになろうかと思えます。そして最後は渇水対策についてですけれども、果たして渇水の対策の必要性がどのくらいあるのかについてもう一度検討するべきあるということです。もちろん先ほどの極端現象の話もございしますが、一方で1970年代の水需要の予測に対して現在大きくかけ離れているのも確かですので、もう一度必要性についての再検討をした上で事業評価していく必要があるだろうというところです。

利用の視点につきましても大きく3つありました。、最初に、利用の視点の事業に対して利用の視点のみからどこまでできたかという点検結果が多かったわけですけれども、川らしい利用ということを考えますと、生物生息環境がちゃんと保全されつつ利用されているかどうかが大変になります。つまり、利用の促進は図られても川が傷めつけられては話にならんわけでありまして、その両面から評価する必要があるというのが1点目です。次が事故防止に関してですけれども、実際に事故が起きた場合にどう対応するかについては点検されていましたが、予防対策については不十分であるという意見です。特に、中小河川まで含めて事故が起きないようにするための対策については、もう少し目くばせが必要であるというのが2点目です。それから、3点目は、これは利用だけに限りませんが、我々が設けた観点の中には、事業ベースでいくと重複しているものがたくさんあります。例えば、水陸移行帯の利用という観点につきましても、環境の側からすればそこがエコトーンであって自然環境を保全する上では非常に大事なポイントであるわけです。しかし、そこをどのようにして利用するのか、川らしい利用としてどんな工夫があるのかという観点は、やはり利用の側から評価しないといけないものであります。このように、事業としては同じ場所で行なわれる一つの事業になるかもしれませんが、評価の際には違う観点からうまくいっているかどうかを評価しなくてははいけません。これが、「観点が異なるため、点検が必要である」と書いてある意味であります。このような図式は他の大項目にもたくさん出てまいりました。我々が提案した点検のための観点には、いわば事業をくし刺しにするものが多く含まれているわけです。したがって、ある事業で点検したからもういいということにはならんわけですね。

次のページに行きまして、「主体参加の視点」であります。ここには、大きく2つございま

す。まず、第1点としまして、ここにちゃんと書いてないのですが、2次の委員会までは主体参加の目的で設けられた部会があり、そこで、いかに住民意見、あるいは参加、情報の共有等を図るための仕組みをつくれるかという議論がされ、それに基づいた河川整備計画をつくりましょうというところまで、いわば合意ができていたはずですが、それが、今回の河川整備計画には、必ずしもその趣旨が完結するような形で盛り込まれ切れていなかったという点と、それから、点検のときに、そういう観点から必要な項目を挙げたにもかかわらず、その多くが非対応になってしまったということに対する批判意見です。つまり、いま一度、主体参加の重要性を再検討していただきたいというのが1点目だと思います。

2番目として、その目標は住民、行政が連携・協働する体制づくりにあるという意見です。1点目が抜けてしまった理由は、この意見の書き方として、批判するばかりになるのはやめて、どうしたらいいかをベースに書きましょうという意向が全体に働きましたので、こういう形になったと思います。

そして、具体的なプログラムの策定では、1から5に書かれているキーワードで言いますと、公共財産であるということ認識しよう、それから、情報を共有化しましょう、あるいは、これは主体ですね。住民・行政というのは代表ですけども、それ以外の主体のあり方もあるかもしれません。いずれにしても、各主体の役割と責任をしっかりと分担しましょう。そして、多様な考えを前提に調整しよう。そして5番目が、計画や事業を進めるに当たって、常に透明性を確保しましょうということです。それ以外の各論点は、後ほど川上さんのほうから説明があると思います。

次に、統合的流域管理の視点です。これについては、全部で6観点提案されたにもかかわらず、すべてが非対応になってしまいました。その理由は、2行目に書かれているように、「手法を検討した上で実施する必要があるため現時点では点検の対象にできない」というものであって、これは「手法が確立していないことが問題」であるということでした。非対応の理由にこう書かれているということは、裏を返せば、技術的に課題があっても統合的流域管理の必要性に関しては認められているということです。河川整備計画の初めに、PDCAサイクルに基づいてやりますということが明言されているわけですから、これは当然だと思います。つまり、河川整備計画に計画を統合的かつ順応的にやっていくということは確認されているわけです。ですから、それをいかに実現していくかというところでやり方がわからないということですから、統合的流域管理のグループでは、じゃ、どうしたらいいのかという提案を中心にまとめられました。後ほど岡田委員のほうから具体的なご説明をしていただくこととなりますけれども、2番と3番に書かれていますように、事業間の連関に関する図式を示し、それをベースにどのような統合を重点的にや

っていくかを検討していくというやり方について提案を行ないました。次いで、具体的な事例を3つ挙げて、今後、統合的流域管理をしていくにはどうしたらいいかについての提案がされました。さらに進捗点検を進める上での統合的な点検の仕方についても具体的な提案がされておりますので、後ほど説明を聞いてください。

以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。では、総評意見ということで、綾副委員長からお願いします。

○綾副委員長

続けて、9ページをお開きください。

まず最初に、先ほどちょっと竹門委員からP D C Aの話が出ましたけども、進捗点検をどういうところに位置づけるかということで、P l a nが計画ですから、河川整備計画であったり、昔の工事实施基本計画であると。D oは実施ですから、その計画に盛られた事業を実施してC h e c k、この点検評価というのを進捗点検ととらえております。進捗点検の結果、その事業の必要な処置を行って改善をしていくということがP D C Aサイクルの目標というか目的ということで、計画の見直しとか改善をしていくということになります。

そのチェックのやり方なんですけども、先ほどから何回も出てますように、まず河川管理者のほうにみずから点検をしていただいて進捗の点検をやっていただく。それを我々が進捗点検で出させていただいたものを評価するという形でやっております。

ここでまとめてありますのは、河川管理者の点検結果を見た我々の評価ということでございます。

1-5-1のほうでは、「進捗点検の基本的枠組みと方針に関する意見」。ここで6項目ございます。

1番目が、進捗点検の対象事業ですが、これは先ほど中村委員長からも説明がございましたけども、一応、過去の事業を対象にするわけですから、平成18年度から平成20年度、3カ年間に行われた、平成17年度までは、それ以前の点検評価ということが行われておりましたので、今回はそれ以降の18年度から20年度までの実施された事業ということで、一応、整備計画の基礎案、以前出されておりました基礎案に基づく事業の進捗点検ということを考えております。それで、その枠組みをつくって整理したわけです。

河川管理者のほうはそうではなくて、平成21年3月に策定をされました整備計画の枠組みを反映する形で試行報告書を出されました。短時間のうちにまとめていただいたということで非常に敬意を表するわけなんですけども、評価の視点と点検の視点というのはちょっと枠組みが違いました

ので、いろいろ変わったことがあったということです。それで、管理者の方がやられました整備計画の枠組みということだと、事業がテーマ別に並べられておりまして、先ほど竹門委員からちょっとありましたけども、事業間にまたがるような課題、こういうものを流域委員会の進捗点検では重点的にやっていこうということ考えて構成しているわけですけども、そういう事業間にまたがる課題というのは非常にやりにくい、テーマ別に並べられるとやりにくいということがあります。あと、観点とか指標とかは、余り時間がないところで試行錯誤を重ねてつくりながらやりましたので、時間がかかって、いろいろ変化もあったのでご迷惑をかけたということもございます。「委員会の考え方と管理者の考え方は必ずしも軌を一にするものではなかった」ということも最後に書いてございます。

それから、2番目の話ですが、指標の取り違えと記述の不備ということでございますけども、管理者の試行報告書の進捗状況には、対策の取り組み内容とか検討内容、あるいは改善状況、取り組みの効果というがございます。そういうものは指標を用いて、どれぐらい進んでいるかということの評価してください、チェックしてくださいというのが委員会の望んだことだったんですけども、先ほど申しましたように、取り組み内容とか事業の内容とか、それから改善状況、効果ということが書かれていて、ちょっと目的と結果が混同されているような記述がございました。

それで、最後に点検結果のところですけども、次ページのところに書いてありますけれども、点検結果のほうには、「・・・取り組んでいる」とか、「・・・対策とか継続する」とか、これからも一生懸命仕事をやっていきますというようなことを、これからの姿勢というのが書かれているところが多かったんですけども、実は、書いてほしかったことは、進捗状況を見て、その尺度によってどういう点が改善され、事業によって効果がもたらされたか、あるいは改善されたかというようなことを書いてほしかったということでございます。

それから、3番目でございますが、試行報告書の消極的、受動的な記述ということになっていきますが、ここに書いてございますのは、余り意欲が感じ取れないというような委員会の評価担当者からの意見というのもあったんですけども、河川管理者からは、「試行であるので、この出された意見書に基づいて必要な記述を補完したい」ということを言われております。そうではございますけども、河川法改正の趣旨というものを考えますと、より積極的、あるいは能動的な記述といえますか、能動性が望まれているということでございます。

あと、いろいろほかに人材の確保や育成とか、組織・体制のあり方とか、そういうようなことにも若干触れてございます。

それから、次の4番目、個別事業のPDCAということです。PDCAというのは先ほど説明しましたけども、記述そのものがPDCAサイクルを目指したといえますか、仕組みをどうやっ

て実施していくかというようなところを意識して書かれていないというようなこともございまして、PDCAサイクルを目指すということで、進捗状況、点検結果ということを書いていただきたいというのは、先ほど2のことと関連してございます。

それから、5番目の事業間や上下流間の相互関連性の評価ということで、これが、委員会が最も重視していた進捗報告の見方の軸になるものでございます。いろいろな事業が行われているわけですが、個別事業の評価については、真ん中あたりですが、例えば河川事務所ごとに設置される専門委員会形式で行うということが、小さいスケールですけどもより詳しくできるということだと思いますとか、委員会のように水系ごとに設立される委員会は何をすべきかということになりますと、3行目でございますけども、河川整備計画全般を横断する課題に重点を置くべきであるということが書かれています。

また、下から5行目ぐらいですが、環境の課題の例で見ますと、琵琶湖の水位は、宇治川、淀川の流況とか淀川大堰の操作などに非常に大きく影響してくるわけでございます。そういった上下流の相互関係に左右される事業というのは結構多うございます。ですので、個々の事業評価だけではなかなか根本的かつ効果的な対策が困難であるということで、事業間あるいは事業の目的、大枠でございますけども、環境の分野だけではなくて、治水、利水、利用、主体参加、統合的流域管理、そういった6点ぐらいの観点から総合的に事業を評価していくことが必要であろうということでございます。

それから、6番目、最後でございますが、主体参加の視点をめぐる不十分な進捗評価ということでございまして、これはちょっと、先ほどの記述の問題とは違うわけですが、特に主体参加のところでは、河川管理者の取り組みが疑念を持たせるものがあるということが書かれてございます。

その点では3点ほどございまして、まず最初に、存在する情報やデータが提示されていないということがございました。そういうことにつきましては、できる限り早い時期に記述を補完して広く社会に提示してほしいということを述べております。それと、あと姿勢の問題で、先ほどちょっと触れたことですが、河川管理者の進捗評価に対する姿勢にちょっと問題があったんじゃないかというようなことがございまして、河川法改正の趣旨、あるいは河川審議会の答申というようなことで項目立てて、1番の川は地域共有の公共財産であるという考え方から始まりまして、6番目の地元自治体との緊密な連絡調整の重要性云々ということと、あとは市民団体等の自主性とか、いろいろ項目を挙げてございます。国土交通省、河川審議会答申あるいは河川法等で、このようなことが必要であるということが書かれているわけですが、こういった取り組みをすることの背景には、下から3行目のほうですけども、「河川管理者自身の熱意と市民との強い

連携の姿勢が無ければならない」ということで、主体参加の視点というのは、この強い連携をどういうぐあいに持っていくかということにあると思うんですけども、ちょっとその点の記述が弱かったという評価でございます。

その次は、試行としての反省点と改善点に関する意見ということでございます。これは、こういう形式で進捗の点検の評価をするというのは双方にとりまして初めてでございましたので、それに関する反省点と改善点でございます。

1番目が、観点や指標に対する共通理解ということですが、こういう進捗点検評価というのは河川管理者がやる場合と流域委員会みたいな外部の者がやるのとはちょっと立場が違うわけですが、そういうときに一番重要な話は、行っている進捗点検プロセス、それを共有していることということ、それと双方の適度な緊張のもとでの相互の連携というのが非常に大事だということです。今回、時間が足りなかったこと、あるいは我々も方法論から始めましたので非常に忙しかったこと、それと、河川管理者のほうに対してもそれを十分そしゃくするような時間がなかったというようなこともあったと思います。その辺のところは欠けていたので、これからの点検についてはもっと緊密な相互連携というのが必要だということでございます。

それから、2番目の点検頻度の評価でございますが、今回、河川管理者が点検された事業の項目としては118項目ぐらいあったんですけど、それを毎年毎年全部やっていく必要はないのであって、それについて、どういう点検頻度で考えたらいいですかということも含めて管理者のほうに点検をしていただいております。

それで、A評価とB評価に分けておられまして、A評価というのは毎年毎年やっていくということで、これは、今既に、現在手持ちのデータ、あるいは毎年いろいろな調査をやっていますからその資料を用いれば毎年でもできるということでございましょうけども、113項目挙げられております。それから、Bの評価というのは、一定の変化とか効果のあったときに点検いたしますということで5項目がこれに該当するということが挙げられております。

委員会としては、点検の労力とか時間とかコスト、今回も短時間の間に非常な努力とコストをかけてやっていただいたわけですが、点検にはそういうものがかかるわけでございますので、たとえA評価というものでも、毎年毎年それをやるのではなくて隔年ごとぐらいに分けてやるぐらいに考えてもいいものも出てくるのではないかとということでございます。それから、B評価につきましては、事業によっては効果が発現するまでに長期間かかるものがございますので、その間、全然点検しないというわけにはいかないと思いますので、年限を切って長期間点検されないということのを避けるということとか、あるいは当初の仕分けで適切な点検の技術がまだ開発されていないということで点検しませんということが多かったわけですが、これはある年限を切

ってしまいまして、その期間内に点検法を開発していただくというような意味で年限を切るということも必要なんではないかということでございます。

それから、3番目、分野をまたぐ事業のPDCAサイクルの確立に向けてということです。これは、先ほど言いましたように、委員会の点検評価の視点としては一番重要な課題でございますけれども、これにつきましては、方法論が確立しているわけではございません。それで、早急にその方法論を開発することが必要でございますので、委員会と河川管理者の緊密な共同のもとで開発を図っていただきたいということでございます。

それから、4番目ですが、統合的流域管理の進捗評価ということでございます。統合的管理、私もちょっと難しい話でよくわからないところもあるんですけども、治水、利水、環境、それから利用、主体的参加と、そういった観点から流域を管理する必要があるというのが統合的管理ということと思うんですけども、それを急にやっていくということはなかなか難しいということで、そこにアンダーラインを引いてございますが、少し読ませていただきますと、「事業の進捗点検の作業を通じて、当事者が少しでも事業間の連携性や将来的な展望を意識して事業の改善に結びつけられるような仕掛けをつくらう」ということです。点検結果の書き込み欄に、1) 当該事業の評価、2) 他の事業との関連性評価、3) 過去の経緯と今後の展望、それから、4) 流域の視点から見た位置づけと、こういったものをみずから書いていただくということが、これの早い実現に結びつくものではないかという提案でございます。

以上でございます。

○中村委員長

はい、そしたら、1-6は最後にしたいと思います。それで、次、15ページから若干繰り返しのなるのですが、各リーダーの方々から、今、竹門、綾、両副委員長から概括的にご紹介あったことに漏れているというか、ことを中心にそれぞれのワーキングで議論されたことを簡潔にご紹介いただきたいと。これは網羅的にしていたらとてもできませんので、2ページずつありますが、その中から非常に重要であるということだけをかいつまんで、先ほどのご両人の概念的な評価の結果に補完的にご紹介いただきたいと。

まず、環境のほうから竹門リーダーよろしく申し上げます。

○竹門副委員長

そしたら、画面に環境の視点を構造化した図がございますので、それを出していただくことにします。

これが、この2ページに書かれている項目を図化したものであります。環境の視点にはたくさんの項目はあるんですけども、まず、何のために環境の観点があるかということ、琵琶湖・淀川水系は、

環境上あるいは文化的にも固有性と多様性が備わっている地域である。だから、この水域の環境、歴史、文化の固有性、多様性を守ろうというのが出発点であります。ですから、この上の2-1-3に書かれた項目を評価することで目的の達成度を評価しようというものです。その下の生物多様性や、どれだけの種が絶滅せずに存続できているかという観点、それから、歴史を持っている景観、あるいは利用の観点からちゃんと保全されているか。そして、水が美しくなければいけないわけで、科学的な根拠に基づく水質の保全、そして、それらが一体となって利用されている文化が保存されているかどうかというところが評価されるべきであるところになりますね。

次に、どうすれば多くの生物が棲めるかという視点で川の現状を見た場合に、それを分析していくと、ダイナミズムがちゃんと確保されているか、そして川と湖がつながっているかとか、あるいは土砂がちゃんと動いているか、こういった要素があってこそ景観がつくられ生き物が棲めるということです。あるいは、水質の改善という生態系サービスもダイナミズムだとか連続性がちゃんと保全されることで発揮されることを理解する必要があります。、その意味では、この水色で書かれた部分というのは、いわば目的を達成するための手段であるという見方もできるわけです。もちろん、事業としては水色の部分を目指した事業がちゃんとできているかどうかということが大事で、それ自体は、事業点検としてはちゃんとやっていかなきゃいけない。しかし、目的は上のほうにありますので、それらが達成されるためにダイナミズムが確保されているかどうかという評価をする必要があります。これは生物多様性の現状を評価するとき、ダイナミズムが欠けているから減ったんじゃないかというような形で因果関係を結びつけながら評価していく必要があるというわけです。

したがって、ここに書かれた各線は、点検の際に意識しながら見ていただく必要があるということが各観点で記した意見のの一つの大きな柱になっています。

それから、環境影響評価ですとか国際条約の準拠に関しましても、この観点単独で大事であるというよりは、上の各点検項目を実現していく上で、国際条約で提案されている評価の視軸等を活用していくべきとの意見です。その条約に書かれている項目を淀川水系では準拠していますとちゃんと言えるようにすることは、多くの先人が立てたアイデアを利用した形になりますので、いわばその手段として利用していこうということに尽きると思います。

以上、各項目についてこういった結びつきをもって見ていただきたいというのが一番大きなポイントであります。

○中村委員長

では、同じく、繰り返しになりますけど、綾委員、治水のほうをお願いします。

○綾副委員長

18ページと19ページをお開きください。

治水の視点ということで、治水の目標ということでございますけども、これは、整備計画の中にも書かれていますように、「いかなる洪水に対しても氾濫被害を出来る限り最小化する」ということが大目標でございます、このためにいろんな事業がなされているわけでございます。

それで、進捗点検項目を9つの小項目、11個の観点から点検することを提案いたしました、小項目7といたしますのは、19ページの「2-2-7、小項目 洪水被害」と書いてあるもので、洪水被害では言葉が足りなくて、観測の洪水被害期待値の減少の方が分かりやすいと存じますが、期待値の算出がすぐに出来ないということで、それについては出されておられません。

そのほかに、最初に提案した小項目の中に入ってなかった維持管理につきましても、ここで評価しております。

それで、評価の内容ですけども、主に「2-2-1、小項目 被害軽減・避難体制」というのを例にとってお話しさせていただきたいと思っております。これに対する意見書シートというのが53ページでございます。ちょっと53ページを見ていただきたいんですけども、その右上のほうに、選択された指標というのがございまして、1から12まで挙げてございます。治水の場合は、ほとんどの小項目、あるいは観測におきまして、委員会の提案した指標というのは採用していただいておりますけれども、ちょっと二、三、採用されなかったものもございまして、あるいは、(12)災害対応プログラムの作成検討ということで、これは新しく管理者のほうで指標として選択されたものでございます。

こういった指標が3年間でどういうぐあいに変わってきたか、あるいは進んでいるかということが進捗状況の記述ということで、これを書いていただくということを期待していたわけです。

この書き方ですけれども、ほとんどの場合が、流域全体で3年間に行われた事業が、3年間で1年ごとにどういうぐあいに進んできたかというような図をつくっていただきまして、記述していただいておりますので、流域全体でどんな事業が行われたかというのは容易にわかるんですけども、全体計画がどれぐらいになっているのかわからないので、3年間でこれだけやりましたということはわかるわけですが、どれだけ進んでいるのか、全体の中でどれだけ、30年間分の10分の3進んだのか、そういうようなことがわからないということでございます。ですので、進捗度が判定できないということですね。

それから、あとお金の話にはほとんど触れられていないということで、ちょっと委員会のほうもなかなかこれは言わなかったんですけども、費用、かかるコストの面についても言う必要があるということでございます。

それで、点検結果については先ほど触れましたけれども、実施予定が記述されているだけで、進捗度がこれぐらいあって、事業が改善を要するのを見直しが必要なのかと、そういったことが書かれていないということで、そこを書いてほしいということです。これらのことは小項目被害軽減・避難体制ということで申しましたけれども、治水の視点全体にわたることです。

それから、2-2の洪水エネルギーの抑制と分散ですね、それから2-2-3は堤防強化ということです。堤防強化につきましては、これだけ例外的と言ってもいいぐらい、全体の計画と期間を区切った計画、キロ数が提示されておまして、3年間の実績ということが書かれてございました。これは非常に結構なことなんですけれども、それを実績として、そういう実績をもって自己評価をして、計画どおり進んでいるのでよろしいというのか、あるいはもうちょっとほかに改善する余地があるのかと、そういうようなことを書いていただきたいと思います。

それから、あと堤防法面の補強とか裏法の補強とか、裏法の洗掘防止済み実施延長というのが、技術的な開発が必要ということで、指標に選択されなかったんですけれども、実績があるかどうかといったことを書くことが必要かと思います。

それから、河道の流下能力につきましても、これは点検結果から言いますとほとんどできていないということで、3年間なぜされなかったのか、その理由を点検結果にわかりやすく記述することが必要と判断しています。

それから、上下流バランスについては対象事業がなかったということでございます。

それから、土砂移動の制御ということで、これは土砂移動ということで、土砂移動を抑制するほうと、促進するじゃないですけども動かすほうと、両方の立場があるわけですけども、そのことで、主にはその事業がどれだけ行われたかが示されているんですけども、全体の変動とか問題点というのが書かれてなくて、実施された事業の数だけが書かれているもので、実態を総合土砂管理計画というのを策定して、全体の変動、問題点を示した上で対応してほしいと。

7番目の洪水被害のところは、除外された小項目なんですけども、想定洪水被害額の算出が現時点ではできないということで除外されているんですが、被害額の算出は急にできるものでもないのをそれを了解しますけども、治水の事業の目的にとって最大のものは、洪水被害額をどれだけ減少できるかとか、期待値ですが、それを減少できるかということでございますから、これは一番関心の高いといいますか、重要な要素でございまして、ここがちゃんと出てこないということは、何のためにやっているのかということをお問われかねないことでもございますので、次回にはきちっと出していただきたいと思います。

それから、高潮ですが、先ほどちょっとありました海面上昇の問題とか、地球温暖化によって海面が上昇したり台風が大型化するということがございますので、こういうことを含めた計画高

潮の再検討が必要であろうと判断されました。

それから、地震・津波につきましては、割とばらばらになって書いておりますので、効果がよくわからない。それから、船舶などの浮遊物が河川構造物に衝突するということが被害として予想されているわけですが、それについて検討してほしいということでございます。

それから2-2-10、これは点検項目ということで、委員会のほうの提案には漏れていた項目でございますけれども、ダム堆砂量の問題とかですね。あと、維持管理の問題で、樹木の伐採面積とか堆積土砂の掘削量とかごみの投棄量については、全体でどれだけあって、どういう問題があって、それを解決するためにどういうことが必要なのかということが書かれてない。ただ単に伐採面積とか掘削量とか、ごみの投棄量だけ出されても、何のことかわからないということで、もう少し丁寧な点検が必要であるということです。

以上でございます。

○中村委員長

では、利水、お願いします。

○千代延副委員長

千代延です。ページは20ページと21ページです。利水の視点は水需要管理の実現です。この実現のために、小項目として水需要管理の推進と渇水対策の確立の2本の柱を立てました。以下小項目に係る観点について、主な点を順を追って報告します。

まず、水需要管理の推進に係る1番目の観点、3-1-1ですが、渇水対策会議の機能拡大、常設化の進捗、いわゆる仮称利水者会議の設置です。この利水者会議に淀川水系における水需要管理の中心的役割を期待しているのですが、河川管理者はまだ関係先にヒアリングをしたという程度のことが現状でありますというふうに報告されておりました。

利水者会議の組織の立ち上げに当たって、困難な点が2つあると思います。1つは関係省庁、利水者、自治体との連携強化、これは縦割り行政というものに非常になれている行政がこの問題を克服しなければ実現できないという困難を伴うものであります。2番目は、水道事業者は平素は事業経営の立場から節水を望んでおりません。これをメンバーに入れて水需要抑制に取り組むということですから、この点も困難を伴うことです。したがって、今後高度な政策と戦略というものをもって、この利水者会議の立ち上げに臨んでいただかなければ、なかなか前進しないということでございます。

それから、1つ飛ばしまして観点3-1-3、水需要の精査の進捗、これについては河川管理者は水需要抑制の進捗とダブっているためということで、対応していただけませんでした。対応していただけない理由も理解できませんが、それにもまして、水需要の精査こそ水需要抑制の出

発点です。対応していただけなかったことは、理由はともあれ、委員会としては水利権更新時の水需要精査に期待しております。そこで、淀川下流部の水利権量の3分の1強の水利権を持つ大阪市の上水、工水について、更新の結果報告を事例として取り上げていただきたいとしておりました。しかし、結果は対応していただけませんでした。

なお、大阪市の上水、工水の水利権はこの10年近く、2年ないし3年の暫定更新となっておるのが実態です。これが本当になぜ10年のきっちりした更新にできないのか、この辺は非常に水利権の行政に対する不信感を抱かせるものであります。

それから、2-3-2の小項目、渇水対策の確立に係る観点は1つだけでありまして、渇水対策容量の必要性和確保指標の検討です。

河川管理者は異常渇水対策容量は当然必要として、問題の焦点を、渇水対策容量を丹生ダムで確保するか、あるいは琵琶湖で確保するかに移しておりました。しかし、河川管理者が渇水対策容量は必要とするというその根拠は、既往最大の渇水、すなわち現在の水需要のもとで昭和14年から16年にかけての渇水が再来した場合に、その対策として取水制限、節水、河川維持流量の削減、こうした対策をとったとしても、琵琶湖の利用低水位、-1 m50よりも水位が下がると。そこで、丹生ダムに4050万 m^3 の異常渇水対策容量を確保し、そこに貯水をしておけば、最低水位を、1 m50を切らずにその手前の-1 m49程度でおさめることができるという試算結果を出しております。これが河川管理者の渇水対策容量が必要であるという根拠になっております。この試算の条件を1つだけ、たくさんの条件がありますが、このうちの1つだけ、河川管理者が平成13年度の取水実績に基づいて取水量を計算しておりますが、これを直近の平成18年から20年の実績に置きかえてやれば、-1 m50の手前の大体の推定では-1 m46程度でおさまるのではないかという試算もできます。これには、河川管理者は当然別の見方、反論もあろうかと思っておりますので、これについてはできるだけ早い時期に反論を公のところでしていただきたいというふうに思います。

加えて、異常渇水対策容量が必要ということであったとしても、今まで丹生ダムに渇水対策容量を設けるといふ、そちらのほうばかりが調査検討されているように思えます。したがって、琵琶湖にためる方法についても調査検討を進めていただきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、反省点として「利水安全度の推移点検」を観点に入れなかったことがあります。利水安全度の低下というのが整備計画に入れられました川上ダムの利水容量及び代替容量の確保の必要性のほとんど決め手になった重要なファクターであります。今後の進捗点検の観点にはぜひとも「利水安全度の推移点検」を加えていただきたいと思っております。

以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。利用のリーダーは澤井委員なんですけれども、きょうお見えになっておりませんので、私のほうが簡単にご紹介させていただきます。22ページ、23ページでございます。

利用の視点なんですけど、98ページの表の一番上の利用の視点の小項目として9項目出しております。それぞれに対し、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」、あるいは「陸域・水陸移行帯、水域の秩序ある利用」といった観点利用というものを評価していただきたいとしました。しかし、実際に評価の項目として出てきたのは、やはり事業別に出てきましたから、例えば今やっているハード、ソフトの事業から見ていくという、ちょっと窮屈な評価になりました。

それで、11点ですね、それぞれ挙げられた事業についてここで評価しているんですけど、先ほど全体の取りまとめでもご紹介があったわけですけども、生物生息環境に及ぼす影響だとか予防対策だとかいったようなことも含めて、これ全体が適切に進捗しているかということを見ずに、余りにも個別事業的に進捗評価されたため、評価の仕方もなかなか難しかったということになります。例えば2-4-2ですけども、水制工整備数を指標として点検が行われていたんですが、それが一体どういうふうに生物生息環境に影響を及ぼし得るのか、及ぼしたのか、あるいは今後及ぼすことをどういうふうに、事業の中に反映するのかというようなことは、進捗点検の中に入っていなかったと評価しています。

また、2-4-6ですが、点検項目「憩い、安らげる河川の整備」で、整備箇所だとか小径の整備だとか距離だとかいうことが出てきたわけですが、定量的にはそういうことなんですけど、例えばその整備と隣接地との調整や自然環境への配慮というような内容についても、進捗点検ということはほとんど書かれておりませんでしたので、今後そういうことが非常に重要になってくるんじゃないかと。さらには、水辺を生かした町づくりの中に、高規格堤防の整備ということで、これも何キロメートルというようなことが出てきたんですが、それによって居住空間がどう変化したか、地域全体の安全度の向上、あるいは生物生態系を含めた環境への配慮という意味で、どういうベネフィット、メリットあるいはデメリットがあったのかということが、やはり評価の対象になるんだろうと。

水源地域の活性化、これはダム周辺地域のことでありますけども、湖面利用促進の取り組みで活動するというようなことが出ておりました高山ダムだとか、不法係留対策等がありましたけど、観光レクリエーションということにかなり絞られて活性化ということが考えられていますが、社会全体という意味で言いますと、先ほどの生物生息環境も含めたトータルの歴史文化を含めたエ

システムサービスという考え方が出てきておりますから、そういうトータルで評価していくと、社会的に還元されるトータルのベネフィットという面というようなことで考えていく必要があるんじゃないかというようなことがございました。

あと、追加すべきだということでは、内水面漁業があります。これは伝統的な自然利用の文化を担う意味もあるので、どういうふうに河川整備計画の進捗点検に組み込むかということも含めて検討いただきたいということです。

総じて、一番最後でございますけれども、さまざまな利用が競合している中で、特に競合すると、いろんなコンフリクト、争い事も出てくるということで、そういう意味では、後ほどありますけれども、主体参加ということと密接に関係することでもございますので、やはり今回の評価の枠組みではとらえられないことがたくさん出てきたということが、ここの利用の包括的な結論と、まとめになるかと思えます。

次、主体参加の視点ということで、川上委員、よろしく申し上げます。

○川上委員

川上です。主体参加というのは、もう言うまでもなく治水、利水、環境など、河川行政の全般に係る総合的な課題でございます。しかも、平成9年の河川法の改正で、河川整備計画の策定に当たって学識者の意見を聞いたり、あるいは住民の意見を聞いて、そしてそれを計画に反映しなければならないというふうに位置づけられております。

では、そのようなことを実現していくためには、ここに書きましたように1から6のこういう項目をきちっとやっていくことが大切だという視点で、今回意見をまとめたわけです。いずれにしましても、このようなことがきっちり行われませんと、建設省時代からの河川行政に対する国民の不信を払拭し、国民の信頼を取り戻して、住民と河川行政が連携・協働する体制が構築できないのではないかと考えているところです。

先ほど来、委員長からも、それから竹門副委員長からもお話がありましたように、今回の評価と申しますか意見を、平成18年以降の第3次流域委員会の審議に基づいて、その間に行われた事業の評価ということなんですけれども、この住民参加、主体参加の課題というのは、第1次の住民参加部会の時代からずっと積み重ねてきたテーマでございます。そういうところから、時間的な枠組みを少し外した形で取り組みました。

それで、今後河川整備計画が実現されていくプロセスで、よりよい形で住民参加や協働が実現、実践できるようにということで、非常に多くの25余りの観点、それから50項目ほどの指標を作成して提案したわけですが、整備局は独自にAからBという内容のランクづけを行い、重複しているから削除するとか、そういうふうな非対応の判断を示されました。

その結果、第1次委員会以来の審議のプロセスにおいて、さまざまにキャッチボール、議論が行われたこと、あるいは河川管理者の前任者も鋭意実施してこられた施策について、継続性に欠けた報告になっていたというふうには言わざるを得ません。

ここに続いて掲げましたのは、6つの小項目について述べているわけですが、まず住民参加のプログラムを作成するというふうには河川整備計画では言っておりまして、それについて今後も継続して取り組むというふうには述べられているわけですが、その住民参加のプログラムについての点検の報告というのも、非常に形式的な、表面的な報告にとどまっております、評価のしようがないという状況にあったわけですが、しかし、今後取り組んでいかれるに当たっては、さまざまな分野ごとに現場が最低限実施すべき住民参加プログラム、あるいはそのロードマップというふうなものを構築していくことが必要であろうというふうには考えました。

また、その住民参加を進めていくに当たって、ボトルネックあるいは壁となるようなもの、そういう問題点なんかの抽出と対策を、やはりやっていくべきでありまして、そのことも指標の中には入れてあったわけですが、残念ながら外されてしまいました。

それから、流域委員会が提案をいたしまして、今整備局並びに各河川事務所が一生懸命取り組んでおります河川レンジャーについて報告があったわけですが、非常に定量的な評価にとどまっております、河川レンジャーが開催した取り組みの回数ですとか、あるいはそれに対する参加者数、そういうふうなものが掲げられているのみでありまして、例えば河川管理者が企画した催しが、どの河川でどのように行われて、そしてその効果はどうであったかというふうな内容に踏み込んだものが全くございませんでした。今後、この河川レンジャーが、住民と河川管理者の間に立って真の橋渡し役になるためには、住民の河川レンジャー、あるいは河川レンジャーの制度に対する信頼と期待を維持していく必要があるわけですが、それに当たっては、双方が一定の緊張感と節度を持って、そしてお互いに中立的な立場でそれを進めていく必要があるということを報告として、意見として書かせていただきました。

それから、情報提供あるいは情報公開の問題ですが、情報公開は住民参加あるいは意見聴取の前提として欠かせないものであります。今回整備局のほうから報告がありましたのは、整備局に対して行政文書の開示請求があった件数、それからそれに対して応じたもの、応じなかったもの、これを定量的に数値として出されたということと、それからホームページや携帯サイトに対してどれぐらいのアクセスがあったかというふうな数を挙げられるにとどまったわけです。しかしながら、整備局の情報発信はこれらのみならず、もっと文書や、あるいは報道機関の協力によるものなど、さまざまにあるはずでありまして、そういうふうなものが報告されるべきであったというふうに思います。非常に不十分でありました。

それから、住民意見の聴取に関しましては、特に委員会の提案をもとに第1次委員会で行われた大規模な対話討論会、これは流域でたしか36回、ダムだとか、あるいは河川敷の利用などをテーマとして開催されたと思いますけれども、この対話討論会というのは、流域委員会としては河川法の公聴会に位置づけてやるのがいいというふうに提案をした経緯がございます。この対話討論会の結果については、整備局は一度もこの自己点検、あるいは検証をしたことがなかったわけです。今回のこの進捗点検に当たって、ぜひこの点はやはり自己点検されるべきであったというふうに考えます。

また、サイレントマジョリティーからの意見の抽出方法の開発につきましても、これは流域委員会あるいは整備局共通のテーマでございました。しかしながら、今回観点からは削除されたわけですが、これは非常に重要なテーマでございますので、今後も継続的にぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、整備局からの主体参加に関する報告は定量的な評価にとどまるものがほとんどでございました。しかし、この主体参加の、あるいは住民参加のテーマというのは非常に総合的なテーマでありますので、しっかりとした定性的な評価を中心に行い、それを定量的な評価によって補完するという考え方で、今後は自己点検をしていただきたい、報告していただきたいというふうに考えるところです。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。最後、統合的流域管理の視点をまとめられた岡田委員、よろしく願いいたします。

○岡田委員

岡田です。先ほど綾副委員長がおっしゃっていたように、統合的流域管理というのは大変難しいところで、そこを結果的に仰せつかって大変苦心したんですが、多少専門にかかわるところもありましたので、取りまとめに従事させていただきました。

それで、まず98ページですが、この委員会が提案した進捗点検項目の試行報告書での対応状況のところの最後の、一番下のほうに2つの表がございますが、この統合的流域管理の視点として、事業間の相互関係性、あるいは治水、利水、環境、そういったセクター間の関係性、それからPDCAサイクルの実現、こういったことを点検してほしいという願いをしたわけです。

先ほどからいろいろ報告もありましたように、これについてはある意味で門前払いですが、その理由として、「必要性は認めるし、重要だということでは河川管理者と共通認識が得られているが、現段階では手法が確立していない」ということ、つまり手法を検討した上で実施する必要があるということですので、これを踏まえて今後どういうふうに前に進めていくかということに

ついて、我々なりに少し建設的な提案が必要だろうということで、具体的に少し提示したところ
であります。

反省点としては、この種の議論に方法論的な観点から、委員会で必ずしも十分な時間が費やさ
れなかったという点も、このような形になったという点で反省かなということでもあります。

しかしながら、一方できざしはいろいろありまして、今度の試行報告書にも、そこかしこに、
もう少しうまく積極的に書いていただければ、我々の考えた方向に引き出されてくるものがある
のではないかということを感じました。

ということで、後で少し触れますが、具体的な項目で、こういうふうになればもっと積極的に
我々が意図するような方向に近づくのではないかということ、述べさせていただいたところで
す。

それで、26ページと27ページをごらんいただきたいと思いますが、この2-6の「統合的流域
管理の視点」のまとめの前のほうには、26ページの前段のほうは今私が申し上げたことが書かれ
ています。その上で、2-6-1、治水・利水・環境の事業間で相互関係が検討されているかど
うかという点と、それからPDCAサイクルの実現、これにつきましては先ほどの2つの評価項
目に即して、もう少しこういうふうを考えればできるのではないかということ、明記したもので
す。ある種の共通の認識図というものが、もし可能であれば、つくられることによって前に進め
ていくことができるのではないかという話が、2-6-1です。

2-6-2はPDCAサイクルというものを、もう少し、意図した進捗点検という形にするこ
とで、進捗点検をより積極的なものにすることができるのではないかということ、つまり、この
ようにして総合化に結びつけられるのではないかということでもあります。

それで、2-6-3はそのための進捗点検を統合的にする試みでありまして、これについては、
先ほど既に委員長、副委員長が触れられているところですが、この当該事業の評価、他の事業と
の連関性評価、過去の経緯と今後の展望、流域管理の視点から見た位置づけというものを、個々
の事業評価の段階においても必要に応じて触れることで、総合化の方向性についての、一つの新
しい参照軸が出てくるのではないかということをおっしゃいます。

ただし、そこにも書いておりますように、やはり作業量が膨大になるとか、すべてこういうこ
とを記述すると、なかなか評価も難しいということも当然考えられますので、場合によっては該
当なし、場合によってはメリハリをつけるということはやむを得ないと思いますが、メリハリを
つけるということは、それなりの判断が求められるということです。

これにつきましては、ここには書かれてませんが、我々のまとめた立場としては、3つほど考
えがあります。1つはオール・オア・ナッシングにならないようにということです。要は、難し

い、完全にできるまでできないということではなくて、できるところから始めましょうということ。PDCAサイクルというのは、できるところから始める1つの方法でもあります。

それから、「取っかかり」をつくる、あるいは「取りつく島」がないのではなくて、「取りつく島」をつくるということ。そういう意味では、個別の事業で今やりかけているところに、その参照軸としての「取りつく島」をつくることで、少しずつ学習しながら、我々の求める統合的な観点からの評価につないでいくことができるのではないかとということです。

もう1つ、3番目は認識の共有を図るということです。しかし、これは裏返して言うと、認識の共有は、この委員会がやろうとして、いかに難しかったかということでもありますので、それをどういうふうにしてやるのか、あるいは部分的にでもそれができたとしたら、それをもとにどう進めるのかということが、今後の委員会自体の大きな課題であろうと思います。

92ページ、93ページ、94ページ、95ページをお開きください。ここに具体的な提案が書かれています。まず事業間相互の関連性の検討という、相互評価につなぐ仕掛けとして、4. 2の「川の本来のダイナミズム再生」ということを扱って、こういう図式を描いています。ただ、そこに書いておりますように、これは「仮にこのような認識図式を河川管理者、専門家集団や、その他の当事者でそれなりに合意されたとすれば、以下の話ができる」ということです。あくまでこれはイメージをつかんでもらうためのものであって、何ら科学的に確立したものでも、流域委員会の委員の中で合意されたものでも全くありません。

ただそう申し上げると非常にネガティブに聞こえますから、そうではなくて、今後こういう形での認識を学習しながら詰めていく、合意されたところからこの関連性について議論していく。これも現象としての関連もあれば、計画的な意味での重要性とか、戦略的な意味での位置づけというのも、これは立場によっていろいろあると思います。河川管理者がとりあえず私たちはこういうふうな認識をしているというようにところを示していただくことから始めることもできるかと思っています。

時間がないので、以下PDCAサイクルのプロセスに即した総合的評価へつなぐ仕掛けは省きますが、最後、3番目として流域管理に向けた継続的な施策展開ということで、施策間あるいは「小施策としての対策」間の戦略的な優先順位、それから時間的な関係等々、少し具体的に説明しております。

それから、94ページを見ていただきますと、「環境に配慮した効率的な水利用の促進」というところで、これは先ほどの千代延委員が触られたところとも関係しますが、この実施すべき目標としてうたわれているのが、そこまででとどまっていることについて、例えば、節水型社会の実現は、市民社会のライフスタイルの変化を伴うことから、時間をかけて継続的に取り組むとい

う意思表示だけではなくて、その先にどういうふうに進むかということが今後の問題になってくる。ただし、これは態度変化等を含めた大変難しい問題ですので、「その方向に向かってたとえわずかな歩みでも前進していくという明確な意思と、そのための戦略」が示されることが必要である。と同時に、具体的な歩みは必ずしも目に見えるものでなくても、当事者同士がどのような認識を共有したのか、こういったことを系統的に記録していく、あるいは96ページの下に書いていますように、PDCAサイクルプロセスによる継続的な検証は、一見後ろ向きの膠着状態であっても、成果や前進がなかったと扱うのではなく、ある種の対立視点が出たということを含めて、それを明記していくことや、それを積み上げていくということが必要であろうということです。

事例3で1つだけ触れるとしたら、瀬田川の景観に関する事業は個別に関係するものとして点検をされており、環境・治水・利水等の連関が希薄であるということ。そういう意味で、個々に事業が独立しているのではないという視点から、もう少し評価をしていただきたいということです。

以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。それでは、時間も押してしますので、最後の部分で13ページでございます。今後の進捗点検に向けてというところですね。2ページにわたって書いてありますが、ここをちょっとご紹介します。

まず、この意見書の趣旨としては、現行の河川整備計画を河川管理者が事業別に粛々と進めていき、その進捗点検の評価を委員会がやるということではないということですよね。

この委員会が設立され、河川法の趣旨を生かし、提言なりさまざまな意見書が出てきて、今日に至っているわけですから、河川整備計画のあり方を常に振り返りながら進捗点検を進めていくことが重要である。それは事業を横断的に進めたり、あるいはPDCAサイクルというようなことを、さまざまなスケールで考えながら、流域全体を視野に入れながら進めていくということになるわけですから、そういうことを前提に、では今後の進捗点検というのはどういうふうに進めていくべきかということになるわけです。

ここに、ちょっとわかりにくいんですが大体3つに分けて書いています。まず、第3次委員会とはいうところからパラグラフが終わるところまでが1つで、これは次期委員会も含めた委員会をめぐる議論がこうであったということです。

2つ目は、今申し上げたことなんですけれども、淀川水系河川整備計画というものが、一体どういうものであって、それがどういうふうに進捗点検されるべきかということが、次の14ページの2つ目のパラグラフまでのところですね。特にこういう議論が委員会でありましたという、事実

関係だけですけれども、書いてございます。

それで、さらに最後のパラグラフですけれども、こういうふうにフォローアップをしたらどうかということで、3つのことが書いてあります。まず、第1点目でございますが、これは今年度、ことし6月15日に要望書を出したということがございます。委員会のあり方ということが今後の進捗点検にとっても非常に重要なので、ぜひそれは河川管理者のほうで前向きにということをお願いし、かつその選考方法等についても具体的に要望書が出されたということでございます。

その中で、特に、過去の経緯を振り返りますと、既にレビュー委員会ということが見解を出しているということで、その見解、これまでの活動の評価、進め方について書かれていることを、ぜひ反映していただきたいということが、1つの大きな論点になろうかと思えます。

ただ、既にこの要望書の、空白期間を設けずという部分は、空白期間が出てしまうということでございます。河川管理者はこの間幅広く社会の意見を聴取し、委員会のあり方に反映するということを言っておられる、これは非常に重要なことで、ぜひそうしていただきたいんですが、そうであったとしても、この淀川水系流域委員会ということが設立された趣旨とその意義を、ぜひ継承していただきたいということでございます。

2つ目ですが、今後の進捗点検の課題ということで、もう既に各リーダー、それからまとめの段階でいろいろ出てきていることを踏まえて行っていただきたいと。特に、整備計画の事業をベースに進捗点検するのではなくて、基本的な概念、理念を藩士していくことが重要だということです。河川整備計画のあり方も今後の進捗点検によっては当然進化していくと。進化を側面からサポートするということが、進捗点検の評価になりますから、そういう意味では、この試行報告書の枠組みにこだわらず、改善していくということをぜひ考えていただきたい。そういう枠組みを活用して、よりよい評価の枠組みをつくり上げていくことが望まれるということになります。

かつ、これも議論があったわけですが、計画内容の進捗の点検ということであれば、当然委員会が考えている計画と、河川管理者が考えている計画というのが一致していなければいけないわけですが、不幸なことに、整備計画(案)の段階で既に委員会の意見が明示的には反映されなかった。もちろん暗にはかなりの部分で反映されているとは思いますが、きちっとした合意が必要です。計画のあり方に整合性を持って進捗点検とその評価をしなければ、そごが起ってしまうということです。河川管理者の試行報告書の内容にも不十分さが指摘されているということを含め、今後次期委員会では、委員会と河川管理者の一致点になるべく早く到達した上で進捗点検を進めていくことが、重要ではないかということがここに書かれています。最後でございますが、こういう課題、先ほど反省点だとか課題を含めて、ここに取りまとめたわけですが、次期委員会以降の委員会では、やはり委員会と河川管理者が協力して試行錯誤を重ね

ていくということが必要ですし、整備計画を推進していくツールということで、推進進捗点検を確立するということを考えていただきたい。信頼関係を築き、互いに河川整備計画というものを、他の水系に先立って、あるいは国内外のこの種の流域管理の先頭に立って、新しい取り組みとして評価されるようにということになります。河川管理者のほうも、この意見書の内容をぜひいろんな角度から検証していただき、当然今期委員会は終了するわけですけども、終了するということであっても、委員会としてはぜひ必要な部分は説明し、一緒に考えていくということをしてはどうかということで、最後の文章になりますけれども、「たとえ流域委員会としての職責が終わった後でも、その趣旨内容を説明し、一緒になって議論する用意がある」というようなことが、作業検討会、意見交換会で出ましたので、それをここに反映させておきました。

それで、今後の進捗点検というのが、一方だけが思いを持っていて相手に押しつける、あるいは社会にそういうことを公表していくということではなくて、流域関係機関、関係者が、やっぱり一体となって、改善しながら進めていくということが、このPDCAサイクルの大きな目的でありますので、そういうことを今後の進捗点検に向けてということで集約させていただいております。

ちょっと長くなりましたけれども、2時間にわたって、この整備計画の進捗点検に対する意見書というものをご説明させていただきました。

実は、きょう初めてここに来られる方は、河川管理者が作成した試行報告書というのをお持ちにならないで、この意見書だけをお聞きになったということになってしまって、わかりにくかったんじゃないかというふうに思います。費用、コストの面で、この試行報告書も含めて印刷できなかったんですけども、これはウェブサイトにございますし、委員会も、このシートの中にかなり関係を書き込んでいるということでございますので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

3. 審議

1) 「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検」への委員会意見とりまとめについて

○中村委員長

ということで、2つの点で委員会の審議を進めていきたいんですが、1つはこの意見書の中で、各大項目分野で、これは議論したんだけども抜けているというようなこと、あるいは、大項目分野で自分はこういうところを担当したんだけども、ほかの分野の議論、あるいは全体を通した議論でここが抜けているんじゃないかと、あるいはここは実はこういうことじゃないかというようなことがあれば、意見交換をしたいというふうに思います。委員の、特にリーダー以外の委員、ぜひご発言をお願いしたいというふうに思います。

じゃあ、ちょっと私のほうから、西野委員、何かございますでしょうか。ちょっとアクションがあったようなので。よろしいですか。

では、田中委員、どうでしょうか。作業検討会で随分皆さんお時間を使っていただいて、いろんな形で貢献していただいているんですけども、全体を通して聞くというのは今回が初めてだと思いますので、かつ、今回で一応任期終了ということですので、ぜひリーダー以外の方からよろしくをお願いします。

では、西野委員からまずお願いいたします。

○西野委員

意見というより確認なんですけども、全部の意見を集約した形で出てきたのは今回が初めてということで、それぞれの担当以外の部分については、十分委員の意見が反映されているとはちょっと言いがたい部分がありまして、それをどうするかです。ただ、もう今日で終わりですので、それを今日あと30分か1時間ぐらいで出てきたものを追加して終わりということにしておくということでしょうか。

○中村委員長

とりあえず運営会議で決めたのは、幾つかそういった意見を出していただきますけども、この意見書に追加する部分、あるいは補完するようなことについては、時期を決めて、この二、三日の間になると思いますけれども、出していただくと。それは、各リーダーに該当する部分については、リーダーのほうでどういうふうに反映するかということを考えていただくということでございます。

ただ、この基本的な考え方に対する意見を出したということではなくて、進捗点検という、極めてプロセス的といいますか枠組みづくりということで取り組んで、十分こういう点が反映されていないんじゃないかというようなことになりますから、なるべく現在の意見書にうまく取り込んで、より完成度の高いものにすると。ただ、限界がありますので、後で決めますけども、締め切りを今後二、三日の間として、それを特に各リーダーのほうで反映していただくということでございます。それで、代表的なことで、特に今気がついたというようなことがあればお願いしたいと思います。

竹門委員。

○竹門副委員長

取りまとめをしたリーダーとしてではなくて、一委員として申し上げたいことがあります。81ページ、82ページの利用の項目の点検結果の表の中で、指標の選択は適切かという欄に「適切である」と書いてあるんですけども、これには多少異議がございまして、「憩い、安らげる河川の

整備」という整備目的に対して、本来であれば、指標にはその目的に対して効果を上げているかどうかという見方が必要だと思うんです。実際に選択された指標は、1から5ありまして、実施箇所数ですとか整備の内容というような形で書かれています。そうすると、その事業の個数だとか、憩い、あるいは安らぎの川に対して十分であるかどうかを判断するために、何を見ればそれがよいかという、そういう問いかけが必要でして、そのためには指標の選択をもう少し工夫する必要があります。その意味では、適切であるというふうに書いてあるだけだと私は納得できないので、これについては「工夫が必要だ」というふうに書いていただきたいと思います。同じようなことがほかにもあるかもしれませんが、少なくともここについてはお願いします。

○中村委員長

はい、ではそれは全体でそういうことをもう一度見直していただくという、特にこれは利用のほうですから、澤井リーダーのほうにお伝えしますが、ほかの部分もよろしくお願いします。そのようなことでご意見がほかにございましたらよろしくお願いします。

なかなか、「参加」が難しかった。水野委員は今日お見えですね。ぜひご発言いただきたいと思いますけど。

○水野委員

私のほうからは、環境のほうでは、国際条約というほうで出させてもらって、たまたまラムサール条約とか生物多様性条約というのを出したんですけども、多分ほかにも防災の枠組みの国際条約とか、あとそういうようなもので関連しているのがあるのかもしれないというところで、それを外しているかもしれないんで、どんな条約なのか、じゃあこれは淀川水系が絡んでいるのかということについては、私もちょっと調査をしたんですけども把握し切れなかったところがあったというところで、まず私のほうの作業についてはそういうことをしてました。

あと、私のほうの意見としては、住民参加のほうで社会調査のところなんですけれども、多様な社会調査のところ、やはりアンケートとか、そういう実際には総務省とかで集めている情報などもうまいこと活用するというのが入ってもいいかなというふうに思ったところはあります。今読んでみて気づいた点はそのぐらいでした。

○中村委員長

はい、ではぜひ書面で出していただいて、こちらのほうでリーダーのほうに対応していただくということにしたいと思います。

村上委員、どうでしょうか。

○村上委員

私は環境を担当しましたもので、竹門委員、取りまとめありがとうございます。私はここで

修正意見を幾つか出したんですけども、大体取り入れられておりますので、これに対して特段異議はありません。そのほかに細かい語句の修正などは幾つかありますので、それはまたメールで改めて連絡いたします。

ですから、今回の委員会では、少なくともこの総論、それから各環境、治水等の視点について、一応委員会の合意としてこれを、(案)を取ったものを出して、あとは残りは細かい修正であればメールでやっていくという、そういった方向で進めていけばいいのではないかというふうに思います。

○中村委員長

はい、環境に対するご意見と、全体の進め方に対するご意見をいただきました。西野委員、よろしくをお願いします。

○西野委員

どこかに書いてあったんですけども、進捗点検の評価というのは、ここの流域委員会でやる意味は、個々の河川事務所でもいろんな小さな委員会でそれぞれの議論については点検をやっておられると思うんですね。ですから、ここでやる意味は、やっぱり水系全体、流域全体を見た視点からの点検評価というのが、この委員会に課せられた役割ですので、そういう意味で統合的流域管理ですとか、全体をくし刺しにしたような視点というのが大変重要になるんだということをもう少し前面に押し出したような表現を最初のほうに入れたらどうかというふうに思います。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思いますので、ぜひ考えたいと思います。環境、ほかはよろしいですか。

治水のほうで、ぜひ補完的なご意見なりがありましたら。会場の皆様方、99ページに今回、作業検討会あるいは意見交換を何回かやったときの分担が出ております。池野委員のほうから何か追加すること、あるいは全体に対してのご見解がありましたら、よろしく願いいたします。

○池野委員

基本的には、進捗点検はだんだんレベルが上がってくという総体の認識なので、今回については作業部会でいろいろ議論をしましたので、特に意見はございません。

○中村委員長

では、寶委員、お見えですね。

○寶委員

寶です、ありがとうございます。

河川整備計画の進捗点検でありますけれども、先ほど西野委員もおっしゃっているんですけど

も、この先には河川整備基本方針という将来の目標があるわけですので、それを見越したような、淀川流域全体の数十年先あるいは百年先の姿を見越したような形で進捗点検をしていく必要があるのではないかと考えています。

治水の分野につきましては、綾先生を中心に私も作業検討委員会にも参加をさせていただきました。綾先生を初めグループの先生方にはいろいろとご尽力をいただきましてありがとうございました。後ろのほうの表につきましては、治水の視点のところについては大体、各項目を書いております。「事業がなかったのでコメントできない」というようなことも書いておるわけですね。それから、後ろのほうを拝見しますと、空白のところとかが何か所もありまして、例えば77ページですと、「観点2-1と重複」ということで何も書いてないんですね。ですから、こういうページを残したままにするのか、あるいはもう少しコメントを、次期の委員の方々にとって分かるように、コメントがないならいなくて書くか、あるいは何か書いておくか、単に書き忘れていないかという、何かそういう記述が要るんじゃないかなというふうに思います。

それから、細かい体裁の話なんですけども、16ページから27ページにかけての表現が、「2-1-1 小項目」云々と書いて、墨つき括弧（【 】）で観点どうのこうのとか、ちょっと2-1から2-6に書きぶりが違うところがあるんですね。その辺の細かな体裁ですけども、もう少し統一してもいいのかなというふうに思いました。

治水以外のところにつきましては、まだ十分把握できておりませんが、時間も限られておりますので、もし気づくことがありましたら二、三日じゅうに報告したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。

では、同じく治水で水山委員、よろしくお願いします。

○水山委員

水山です。専門とする治山・砂防の出番はないんですが、治水の土砂に関して少しかかわりました。全国的には総合土砂管理計画を水系ごとに作って、10年戻る感じなんですけども、問題点、方向性をはっきりさせて、排砂、養浜など、それぞれにアクションを起こし、それに対して調査をして、必要な評価をするということに、去年ぐらいから動き始めております。そういう意味で淀川もそういう動きをしているんだろうと思うんですが、淀川水系総合土砂管理検討委員会にはかかわっておりませんので、どういう具合になっているのか知りません。環境のところに書いてある土砂のニュアンスと治水のところに書いてあるのは随分雰囲気が違うんですが、今後に期待してということにしたいと思います。

○中村委員長

はい、宮本委員、よろしくお願いします。

○宮本委員

宮本です。私は作業検討会に何回か出まして、そのたびに意見を申し上げましたので特段もうございませぬけども、今回、環境・治水・利水事業、それから統合的流域管理、それから維持管理まで含めて、こういった計画全体を多岐にわたって評価するというのは、これは恐らく日本で初めてじゃないかなと思うんですよね。そういう意味で、多分これはまだまだこれから不備な点はあると思いますけれども、ぜひ、これをずっと継続的に続けて、そしてブラッシュアップして、本当に点検評価の一つの先進的なひな型のようなものを、これからもつくってってもらいたいなと思います。ここまで委員長、副委員長、それからリーダーの方々のご苦勞をされて、まとめてもらったことを大変感謝したいと思います。

以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございます。

では、次に綾委員から利水面でございませぬか、河地委員はおられないですね。よろしいですか。

○綾副委員長

はい、結構でございます。

○中村委員長

私も特にありませんので、利水は後ほどちょっと追加的に千代延委員から補完するような発言をいただこうと思うんですけども。

では、利用で佐野委員お見えじゃないですね、川崎委員もおられないので、作業検討会等あるいはメールのやりとりで、ほぼ集約されているというふうに理解させていただきたいと思います。

それから、主体参会のほうで追加的にご意見をぜひ伺いたいんですが、本多委員、よろしくお願いします。

○本多委員

本多です。この間、2回検討会をしまして、それぞれ意見をうまく、最終的にはリーダーの川上さんがまとめてくださって、私たちは特にないんですけども、ただ、この委員会の最初の時期に、主体参加なのか住民参加なのかという議論があったことは、皆さんご記憶にあるかと思えます。最終的に主体参加ということで、今も進んできたわけですけども、河川管理者から出てきたのは、やはり住民参加だけであって、また私たち自身もこの8年間、住民参加しか結局は課題としてはやってこなかったんで、主体と言われても、他の部分の主体に関するものは一切、今回の

評価や進捗点検の中には入ってこなくて、最終的には住民参加の進捗点検ということに実態はなったのかなというふうに思ってますので、これはやっぱりもとに戻したほうがいいのかなど、主体参加ではなくて住民参加でも、そのほうが内容をよくあらわしているのかというふうに思いました。

以上です。

○中村委員長

その点も、どういうふうにリーダーのほうで処理をするかお任せいただきたいんですけども、改良していきたいというふうに思います。

それから、田中委員、よろしくをお願いします。

○田中委員

田中です。私も作業検討会に参加させていただいて、川上委員にいろいろとお世話になったんですが、繰り返しといいますか、河川法16条の2において、今まで積み上げてきた住民参加の公聴会の位置づけにおいて、これについて評価できないというのは、管理者自らの姿勢が理解できません。それはやりようがなかったのか、時間的に非常に難しかったのか、だとしても根幹的な項目なので自らが評価を放棄しないで頂きたい。これは一番やはり基本になるところなので、河川法が改正された主軸です。

以上です。

○中村委員長

山下委員、お願いします。

○山下委員

山下です。主体参加については、2回のワーキングに私も参加させていただいて、意見も述べさせていただきましたから、特にここをどうこうというのはありません。ただ、そのときの議論を思い起こしてみると、特に参加に関しては一体どういう指標を立てたらいいかというところから、大変だったような気がします。河川管理者の選定している指標が望ましくないということではなくて、それは当然そういう指標を取り上げることはいいんですけども、それだけではないでしょうということだったと思うんです。じゃあ、とって、それをさらに我々のほうでこういう指標を使ったらというところまで踏み込めなかったというところが気になっています。すなわち、より一般化すると、進捗点検をするに当たって、指標の選定等あたりから、せめてもう少しやっぱりキャッチボールする時間は欲しかったなという気がずっとしているのですが、それは今後引き継ぎたいというふうに思っています。内容等については、特にございません。

以上です。

○中村委員長

はい、川上委員、よろしくお願いします。

○川上委員

さっき説明をしながら気がついたんですけれども、2-5-2の各小項目として掲げられているものと観点の番号、これが私が提出した原稿と違っておまして、例えば、最初の「小項目情報提供（公開）の適切性【観点5-1-1～-3】」と書いてありますね、これが25ページの上に同じのが出てきているんですね。これは明らかにおかしいので、これはちょっと訂正を、庶務と打ち合わせをしながら訂正させていただきたいと思います。

○中村委員長

もう一度、担当者のほうで見直します。非常に複雑な編集作業をメールあるいは電話でやりとりをしながらやったんですけれども、幾つかそういう面が出てくるかもしれませんので、お気づきになったらぜひよろしくお願いします。

それで、深町委員から統合的流域管理あるいは全体、環境も含めてお願いします。

○深町委員

私は統合的流域管理ということで参加させていただいたんですが、何回かの集まりで私自身もいろいろ勉強をしながら、この視点を理解する部分が多かったので、今回の委員会もそうだったと思うんですが、次期でも改めて統合流域管理という視点は大事だと思うので、認識を共有して議論をしながらやっていくということが本当に大事だなということを感じました。そして、中でもその上で、できることからとか、取りつくひまというのが大事ということをお岡田委員もおっしゃっていたと思います。また、まず第一歩をふみだすというのは非常に個別なことであり、非常に小さなところから始めるというのがこの考え方のポイントなんだなというのが改めてわかりました。ですから、例えば進捗状況の評価をするときも、1年でできなくても5年後とか10年後に非常に意味があることとかいうのを、どういうふうにちゃんと受けとめて評価していくかということがとても大事だなと思いました。そういう点でいうと、主体参加の視点で定量的だけじゃなくて定性的なというふうにおっしゃっていましたが、まさにすごく頑張ってやって、すぐに数字には出ないけれども非常に大きな前進で、10年後には大きな変化に向かっていくというようところがきちっと評価できていくといいかなというふうに感じています。

以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。

竹門委員はよろしいですか、何かありましたよろしくをお願いします。

○竹門副委員長

今回、最後に一つ、これは統合的流域管理だけじゃないんですが、河川管理者のトップの方々
にこれを読んでふむふむとさせていただくことも大事ですが、実際に事業にかかわっている各地
の事務所で、現場で働いている方が、こういう観点で自分のやっている事業に意味があるんだと
いうことをわかっていただくことが大切だと思うんですね。その意味では、私の思いとしては、
各ページのかかわっている職員さん全員にこれを配って、しっかり読んでいただきたいというの
が最後の意見であります。

○中村委員長

そうしましたら、一応皆さんのご意見は何いましてですかね。

それでは、この意見書の扱い方ですが、今皆さんから出していただいた意見は、総じて、特に
ここに関しては全く見解が違うとか、あるいはこの部分はここは決定的におかしいとか抜けてい
るということはないということになろうかと思いますので、村上委員が先ほど申し上げておりま
したように、できましたら、この意見書の「案」を外して、本日後ほど河川管理者のほうに提出
するというところでよろしいでしょうか。

もう一つ、委員長として委員の皆様方に感謝したいとは思いますが、先ほど今後の進
捗点検に向けてということで申し上げましたように、やはり委員会を継続することと委員
の選出ということに関しては、ぜひ淀川水系で採用してきた方法の基本的な部分は崩さないでや
っていただきたいということは、委員会の総意としてあっていいのかなというふうに思います。
それから、こちらのほうも非常に重要なんですけど、進捗点検をこれからずっとやっていくわけ
ですよ。ずっとやっていくときに、委員会の意見が反映されるか反映されないかは別として、河
川整備計画策定のプロセスから外れているということは後々大きな問題を引きずるということに
なりますので、ぜひこれは次期委員会でその対応を、委員会と河川管理者、あるいは市民・一
般の方を含めて適切に位置づけていただきたい。そうでなければ進捗点検はできないというこ
とになりますので、これも委員会としての要請ということで、私が委員会を代弁するという形にな
りますけども、ぜひよろしくお願ひしたいということでございます。

さらに、この委員会、一応今委員会で次期委員会に空白期間を置きながらも継承するというこ
とになるわけですが、委員はもちろん河川管理者が非常に甚大な協力をしていただいたか
らこそ、ここまで進捗点検の作業もできたということで、意見の違いとか取り組みの考え方の違
いというのは、それは当然出てくるわけですね。当然出てくるんですけども、先ほどのPDCA
の考え方じゃないですけども、できるところからすり合わせていくということも必要ですし、そ
れから両方とも相互に学習しながら進めていかないといけない。そのためには、きょう会場に

もたくさんお見えになってますけども、一般市民の方々が、報道・マスコミの方も含めて、非常に強い関心を持ってこの委員会の活動を支えていただいたということが大きかったんじゃないかと思うんですよね。河川管理者にも委員会にも非常に厳しい意見もございますし、あるいは後押しもあったということで、これは我々、特に委員会のほうでは、ぜひ今後も関心を持って次期以降の委員会活動にかかわっていただきたいし、その中で当然委員として参加される方も出てくるんじゃないかと思えますけれども、現時点では感謝の意を表するのがいいんじゃないかなというふうに思います。この辺は委員長として、後半だけなんですけども、この審議にかかわらせていただいたということで発言させていただこうと思います。

ここから、会場からでよろしいですね。あと、事務局のほうで何か。今それを決めようと思っているんですけども、もしよろしければ、河川管理者のほうに現在の段階で、「案」をとって提出させていただくということをやろうと思うんですけども。

その前に、千代延委員のほうから、次期委員会への継続審議事項として1点ご説明、ご紹介ありますので、その点よろしくをお願いします。

○千代延副委員長

千代延です。ちょっと時間をいただきまして。

私の担当しました渇水対策の確立というところで、観点3-2-1「渇水対策容量の必要性と確保手法の検討」というのがありました。これで河川管理者の現在のスタンスは、当然、既往最大の渇水に対して何らかの対策をとらなければ琵琶湖の利用低水位1 m50を割り込んでもっと低い水位になってしまうということで、具体的には丹生ダムでいいますと4050万 m^3 の対策容量が必要であると、こういうふうに必要なという前提で今調査検討を進められております。その根拠は、河川管理者が平成19年12月、その後も示されておりますけども、第68回委員会審議資料「丹生ダム建設事業について」の中で、今申しましたように-1 m50を切りますよということを示しています。その対策として取水制限、節水10%、河川維持流量の削減というのをやりますけども、これだけでは不十分ですということで、量とすれば4050万 m^3 程度を丹生ダムに貯水すれば何とか1 m50を切らなくて済むということを言われましたけど、これにはたくさんの前提条件が入っております。

その中の1つだけ、取水は何を基準にして決めたかといいますと、平成13年の実績取水量を基準に計算をされております。その実績取水量というのが13年以降年々コンスタントに下がっておりますから、平成18年、19年、20年の実績水量をもとに計算をし直していただきますと、ダムにそれだけの貯水容量を持たなくても-1 m50を切らなくて済むと、-1 m46とか7とかそのあたりで済むという計算もできるわけです。それじゃ、平成18年、19年、20年というのは単に一時的

な取水の低い水準であって、それはリバウンドするのではないかという考えもあるかもしれませんが。しかし、いろんな条件から、今すぐ大きくリバウンドするというのは私は考えられないと思うんですが。この結果は、ダムに貯めなくても、あるいは琵琶湖に貯めなくても対応できるということを示しており、要するに必要性のところに大きく影響しますので、恐らく河川管理者は反論があらうかと思います。できるだけ早く公の場でそれを出していただけたらと思います。ありがとうございました。

ですから、次の委員会とか、とにかく公の場で早くということをお願いしておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○中村委員長

ありがとうございました。では、それを記録に残して。これも進捗点検の一環になりますので、非常に重要なことですので、ぜひ次期委員会で検討していただきたいということで、大きな項目ですのでご紹介いただきました。

それでは、河川管理者、よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

済みません。本当に短期間に皆様方の本当に熱心なご議論で、きょう意見をいただきまして、本当に感謝しております。

まだまだ勉強することはいっぱいあるなというところなんですけれども、統合的管理という大変難しい話題から、指標をどういうふうに、表現でカバーできるところもあれば、まだ勉強せないかんところもあります。それから、どこまで載せるのというお話も、やはり我々も悩んだところですので、きょうご指摘があったのも、なるほどこれからこれを整理していかないかんなど思っているところです。

ちょっとあと細かいところで恐縮なんですけど、4ページの記述のところでも真ん中あたりに、進捗点検の提出させていただいた、これは実は職員一同連休を返上しながら作業をしまして、新型インフルエンザに悩まされながら5月26日に何とか仕上げようということで頑張ってきたときがありました。6月30日に提出されたような格好になってまして、ちょっと職員の気持ちを考えると、書き加えていただけたらありがたいというのが1点。

それから、もう一つは14ページのところで、①、②ということでご指摘があって、真ん中の②について、これは大戸川ダム本体工事に関するやりとりのところだったんですけれども、②については明確な見解の提示が行われなかったと、②についてというのは流域委員会のかかわりというところで、これは法定手続を踏んでいくということで当然意見をお伺いしていくというお話をしたところだったので、この辺が少しご配慮いただければというふうに思っています。最後に、済みま

せんけれども。

○中村委員長

大変失礼しました。そういう対応をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、ここに「案」がとれた意見書がございます。これを河川管理者のほうに提出したいと思っておりますので、こちらのほうに。

[意見書提出]

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

どうもありがとうございます。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○中村委員長

それでは、ここから、もちろんきょうの審議事項の一環なんですけど、関連するということで、一般傍聴者からの意見聴取ということで、ぜひ大勢の方にご発言いただきたいと思っております。その意味でも、時間が基本的には2分程度ということになっておりますので、ご配慮いただければと思います。

では、挙手をお願いします。じゃ、まず右側から、済みません、こういうふうに行きますので。

○傍聴者（増田）

箕面から来ました市会議員の増田京子です。

長い間ご苦勞さまでした。6月はちょっと、私は議会の関係で2回来れなかったのがすごく残念なんですけれども、やはり私としては次期委員が選出されていないということは、これは大きな大きな問題であると思っております。今ここでは少し穏やかな感じで書かれておりましたけれども、これは本当に許されないことだということを、ぜひ河川管理者の方は肝に銘じていただきたいと思っております。

私はレビュー委員会のときもずっと傍聴させていただきました。あのレビュー委員会自体も何だったのかという思いで聞いていたんですけど、今回はこの委員会を継続されないということになってます。そして、いつ、どういうふうな状況で再開するのかということ、どういうふうな形で私たちに知らせてくれるのでしょうか。多分、この民間のコンサルの方もそのときにはいないと思うんですよね。そうすると、また新聞でちょっと知らせたよということになるのかどうか。そういうことも含めて、私は、この期間が空白になるということが、どれだけ河川に対する市民の参加ということがまたおくれていくのかと。せっかくここまで、本当に先ほども言われてましたが、この意見書は、この進捗点検というのは本当に画期的なものだということがありました。でも、まだまだ私はこれは議論しなければいけないことがたくさんあると思っております。まだわから

ないこといっぱいありますよ。それが、この空白期間を置くということがどれだけマイナスになるかということをもっと河川管理者は肝に銘じていただきたい。

そして、きょう局長が来てないということだったんですけど、それだけじゃなくて空席も多いですよ。そういうことも含めて、この淀川水系流域委員会がどれだけ日本の河川行政に対して重大な意味を持ったかということをも改めて考えていただきたいと思います。そういうことを切にお願いして、委員の皆様も今後まだいろんな形でかかわれるおつもりがあるということですが、私はもし次の公募があるとかそういうのがありましたら、なければいけないと思いますけれども、ぜひ参加していただくことをお願いして終わりにしたいと思います。ご苦労さまでした。

○中村委員長

前のほうから後ろに行きますので。どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

2003年1月に、淀川水系流域委員会が多数決で「ダムは原則として建設しない」との提言を出したそのときから、きょうこの日が来るのは決まっていたのかもしれませんが、けれども、6年半、この期間これだけ長くかかったのは流域委員会が頑張ったからではなく、河川局がこの結論だけは避けたいと必死に思っていたからだと思います。計画を容認する諮問委員会であるならば必要であり、免罪符を与えてくれる委員会が必要であり、計画に反対するような委員会は要らないという、その本音を知らされる、国民の前にさらけ出すことが河川局にとって一番避けたい事柄だと思えます。きょうこの日を迎えるにあたり、これは淀川水系流域委員会の勝利だと私は思っています。河川局はこれから国民の審判を受けることとなります。これまでの河川整備を変えなければならないと、河川法を改正し、その法律を無視した河川局の横暴を今、流域委員会が示したことになるんです。流域委員会にかかわった河川管理者も庶務の方も委員も傍聴者も、皆さんが新たな川づくり、河川整備を行うためにはどうしたらいいのか、きょうこの勝利を迎えて、本当に名実とも勝利にできるように、お一人お一人が肝に銘じていただきたいと思えます。これは淀川水系流域委員会の勝利です。ありがとうございました。

○中村委員長

こちらの列の一番後ろ、お願いします。

○傍聴者（木村）

現実的な話に戻させていただきます。木村俊二郎です。

主体参加についての進捗点検というのがありましたが、進捗点検そのものは、やはりこれは住民が直接かかわるべきものであろうと思えます。具体的に河川管理者のほうから進捗点検を出され

たわけですけど、あわせて地域住民も進捗点検をして提出して、それを審議していただきたかったと、そういうシステムを構築していただきたかったと思います。地域住民の進捗点検の結果を、どういう形で集約すればいいのか、その辺をもうちょっと今後の委員会で審議していただきたいなと思います。今後、やはり住民が直接進捗点検にかかわることによって、さらに河川行政は大きく進歩することになるとと思いますので、次期委員会にそれを期待したいと思います。以上です。

○中村委員長

ありがとうございました。では、今本先生。

○傍聴者（今本）

今本です。本来はきょうが第3次委員会の最終ということで、ご苦労さんですと言いたかったんですが、言えません。

まず、きょう出された意見書です。1ページ目の「はじめに」のところに目的が3つ書いてあります。これは規約で定めたことで、第2次委員会から河川事業・ダム事業に係る再評価、事後評価が加わったんです。委員会はいつこれを無視したんですか。あなた方は規約を無視して、きょう終わろうとしている。残念ながら、第3次委員会のきょうの雰囲気は、委員会が河川管理者にこびを売っている感じを受けました。委員会として非常に残念です。もっと緊張感を持ってやっていただきたい。最後の河川管理者からの哀願のようなあの言葉は何ですか。もっと誇りを持ってやっていただきたい。この委員会は次に継続すると言いながら、いつかもわからないようなそういう状況の中できょう閉じられるわけです。委員会は河川管理者にもっと怒らんといけませんよ。

それにしても、一言だけ、ご苦労さんでした。嫌々ですけど、言います。次からは、もっと緊張感を持ってやっていただきたい。まあ、次はありませんね。以上です。

○中村委員長

はい、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○傍聴者（近藤）

木曽川水系、岐阜県大垣市からまいりました近藤ゆり子と申します。

他水系からという意味では、比較的良好ウオッチさせていただいたんじゃないかと思っております。淀川水系流域委員会、やはり全国的にも注目された委員会でした。そして、きょう、ある意味では閉じられてしまう。次はあると言いながら実質閉じられてしまう。非常に残念です。しかし、同時に、この委員会にかかわられた委員の方々、第1期、第2期、第3期、そして庶務の方々、そしてさまざまにかかわられた市民の方々に心から感謝したいと思います。

この淀川水系流域委員会は非常に誇り高くあってほしいわけですが、果たして大きく全国的に

見てどうだったんだろうか。「淀川モデルの全国化」というようなことが一時期言われました。しかし、淀川水系流域委員会では、河川整備計画をつくる段になって、いわゆる「見切り発車」と、それは何なんだと、河川法16条の2はどこへ行ってしまったんだみたいなことになってしまった。

そして、2007年の秋に、私の住んでおります木曽川水系で、木曽川水系流域委員会という似たような名前のものができたんですけれども、そこの委員長は、この淀川水系流域委員会を指して、「どこぞの要領の悪い流域委員会」とそのような言い方もしました。「淀川モデル」と言われたものは本当に全国化したのか。本来設置者である河川管理者というか国土交通大臣も含めて、これは一体どういうふうになされたのか、どういうところを河川法を生かすものとしてやってきたのか、これをもう一回聞きたいと思います。

木曽川水系では、昨年河川整備計画ができました。1年ちょっとたって、その目玉である導水路事業の行き先は真っ暗やみというか、多分できないことになるでしょう。

河川整備計画は不動のものではありません。社会状況によって変化していくものです。だからこそ、流域委員会も、市民の意見聴取のあり方も、常に同時進行的に、ダイナミックに進んでいかなければならないものです。休止という形ではあり得ない。河川法16条の2の本来的なあり方を河川管理者は追求していただきたいし、ここにかかわられた皆さんもぜひそのことを肝に銘じていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○中村委員長

ありがとうございました。あと、そちらのほう、よろしくお願いします。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。

今本先生がおっしゃった河川管理者が流域委員会に媚びを売って、流域委員会におとなしくまとめさせ意見を出しています。なかでも、主体・住民参加とか言っているものの、これは住民に事前に知らされていないんですよ、これをどうするんですか。誰が勝手にまとめると言ったんですか、しかも密室ですよ。次の委員会に期待するなんてとんでもない話で、逃げでしょう。ひよったんですよ、流域委員会は。1次も2次委員会も評価されています。淀川モデルと言ってますけれども、全国川のシンポにも私は2回出席して発言をして物議を醸していますが、とにかく住民参加とか言いながら、住民とともに川づくりをしようと言っているけれど、実際は何とか委員、何とか学者、国交省は政界や政権と一緒にあって、住民の意見を無視してここまで来たのです。もっと反省してくださいよ。

それで、金の問題、ちょっと議論が出ましたけれど、今度の補正予算の中で地方に配られてい

る金とか近畿整備局が公表している事業がありますね。そのことについて意見書を出しているんですけど、ほとんど触れられてない。見過ごすんですか。見過ごして進捗点検をやって、次の委員会に付託していいんですか。全国から言われますよ、淀川水系流域委員会というのはだめになったんだと、河川管理者の言いなりになって終わるんだと。

最後に、本当に委員会が勝手に上から目線で庶務をこき使った。少しは感謝の言葉もありました。3次委員会の庶務はこれで契約が多分打ち切られると思います。協働して、よく事情を知りながらやってきたんですよ。委員長からか、誰でもいいですよ、感謝の一つでも言ってくださいよ。以上、終わります。

○傍聴者（今本）

極めて異例ですけど、もう一言だけしゃべらせてください。

この委員会は、次の委員会が始まるまで委員長は委員長なんです。ですから、委員は委員なんです。次の委員会が始まるまで、任期は切れましたが、その意識を持っていただきたいと思います。そのことをお願いして終わります。

○中村委員長

ありがとうございました。

5. 閉会

○中村委員長

私のほうも、異例中の異例になりますけども一言発言させていただきたいと思います。

今、一般聴衆の発言ということで大変厳しいご指摘もございました。もちろん、我々としてできることも限られておりましたし、能力も限られている中で、この河川整備計画というものを今後どういうふうに社会の中で位置づけていくかという非常に重要なところに1歩でも2歩でも貢献するという気持ちは、今ご発言いただいた方々とは若干違うところもございますけれども、それは共有しているというふうに思います。もちろん、ご指摘あったように、この委員会は事務局を初めとして非常にたくさんの方々に支えられておりましたし、そのことに対して我々のほうとしても非常に感謝しております。今回の進捗点検の意見書の中で十分とり上げられなかったじゃないかということに関しては、もちろんたくさんそういうことはあろうかと思いますが、最大限この枠組みの中でやれることはやったと、委員会の委員としては、この進捗点検が1つのステップとして、当然ここでご発言いただいた一般聴衆の方々の思いも含めて、前進していくということにぜひ貢献してしていきたいというふうに委員すべてが思っていると思いますので、私のほうからそういうことを代弁したいというふうに思います。

技術的に規約的にこの委員会、委員長を含めて、どういう位置づけになるのかというようなこ

とは、我々もう一度持ち帰って検討した上で判断をしたいというふうに思います。

改めてになりますけども、いろんなお考え、思い、見解の相違といったことが当然出てきます。十分それを酌み取り得たかどうかというのは私自身も非常に疑問に思うところもございますし、かといって、それをすべて酌み取るということは不可能でもありますので、まずは方向をきっちり定めて、ぜひこれを前に進めていきたいと、いつていただきたいというふうに思います。それは委員会ができるということよりも、河川管理者、社会一般の方々、関係機関を含めてございすので、ぜひアンケートを含めて、そういう試行錯誤を続けていくというふうによりよくご協力いただきたいといます。

私自身、つたない委員長で、非常に優秀な委員の方々がサポートしていただいたということで乗り切れたという感じはしないではないんですけども、まだまだ宿題が残ってしまったということはおっしゃるとおりです。この辺に関しても、今期の委員会の終了に当たって、我々の中で十分消化した上で、それぞれの今後の委員会活動、あるいは委員の活動ですね、委員会というよりも委員の活動につなげていただきたいなというふうに思います。

以上、異例中の異例ということでごあいさつになりますけども、どうもありがとうございました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

委員長。お礼を言わせていただいても。

○中村委員長

河川管理者のほうから一言。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武）

済みません。先ほど意見書をいただきまして、そのときにも感謝の気持ちを申し上げましたけれども、とにかくこの2年間振り返りますと、まず河川整備計画を策定することができたというのは、我々にとって河川づくりのスタートを切れたということで、本当にお一人お一人の方々意見をいただきまして、感謝とお礼につきません。

それから、進捗点検につきましても、これから新しくやっていくという話ですので、しっかりやっていきたいと思っておりますので、本当に2年間皆様方にご尽力いただきまして、本当に敬意と感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

では、これもちまして淀川水系流域委員会第88回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 4時35分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。